



島根県報

平成21年2月6日（金）

第2,057号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成21年2月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	4
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 害 者 福 祉 課）	4
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	4
保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	5

【公 告】

基本測量の終了	（用 地 対 策 課）	5
都市計画決定の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	5
都市計画変更の図書の縦覧	（ " ）	6

告 示**島根県告示第71号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成21年2月19日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年9月1日

島根県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岡見診療所	浜田市三隅町岡見700	平成20年12月31日
高橋歯科医院安来診療所	安来市安来町1193-12	平成20年12月31日
あい歯科クリニック	出雲市矢野町160番地1	平成21年1月4日
佐田診療所	出雲市佐田町反辺1370-9	平成20年12月9日
野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年8月31日

島根県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人社団清和会西川病院	社会医療法人清和会西川病院	浜田市港町293番地2	平成21年1月1日

島根県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町西河内451番地1	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 アゼリア	松江市黒田町475-7	平成20年11月11日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	居宅療養管理指導	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年9月1日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	介護予防居宅療養管理指導	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年9月1日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	訪問看護	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年9月1日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	介護予防訪問看護	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年9月1日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	訪問リハビリテーション	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年9月1日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	介護予防訪問リハビリテーション	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年9月1日

島根県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
高橋 信治	安来市安来町1193-12	居宅療養管理指導	高橋歯科医院安来診療所	安来市安来町1193-12	平成20年12月31日
高橋 信治	安来市安来町1193-12	介護予防居宅療養管理指導	高橋歯科医院安来診療所	安来市安来町1193-12	平成20年12月31日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	居宅療養管理指導	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年8月31日
野々村 徹也	雲南市大東町大東992	介護予防居宅療養管理指導	野々村歯科医院	雲南市大東町大東992	平成20年8月31日

島根県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所在地
			変更前	変更後		
医療法人社 団 回春会	松江市新庄町 1172番地	認知症対応型共同 生活介護	認知症老人グ ループホーム	認知症対応 型共同生活 介護 悠々 の家	松江市川原町 308番地	
		介護予防認知症対 応型共同生活介護	悠々の家	悠々の家		

島根県告示第78号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
嘉本 光人	整形外科	松江生協病院	松江市西津田八丁目8番8号	平成21年1月28日
三井 要造	泌尿器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年1月28日
有地 直子	泌尿器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年1月28日
和気 功治	泌尿器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年1月28日
蓼沼 拓	リハビリテーショ ン科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年1月28日

島根県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市吉地町イ380-4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第80号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
益田市匹見町道川イ1335-1、イ1335-5、イ1336-1
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成21年1月7日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）
- 2 作業期間
平成19年9月3日から平成21年3月31日まで
- 3 作業地域
県内全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画特定用途制限地域

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課